平成２９年（フ）第８５号
三重県伊勢市下野町173番地７
破産者　野名　拓也
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第１号
三重県伊勢市上地町2264番地　中田アパート10号室
破産者　米山　光倫
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第８号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町２丁目449番地
破産者　有限会社ＫＯＵＲＹＵ
１　決定年月日　平成30年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１０５号
名古屋市緑区鳴海町字向田75番地
破産者　株式会社喜久家
１　決定年月日　平成30年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４号
島根県出雲市塩冶有原町３丁目32番地
破産者　有限会社メッツ
１　決定年月日　平成30年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第２０号
北海道登別市中央町３丁目14番地４
破産者　有限会社松岡工業
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１１２８号
東京都立川市一番町２丁目31番地の46
破産者　松本喜代美
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２０９号
東京都羽村市栄町１丁目１番地１グランドール小作105
破産者　金武　勝彦
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２９４号
東京都立川市錦町１丁目６番16号豊田ビル３Ｆ
破産者　豊田末治こと　趙　　末治
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３５４号
東京都武蔵村山市三ツ木２丁目38番地の８ベルプレーヌ303号
破産者　迫田　一美
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１２０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1102―404
破産者　西山　　眞
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２００号
横浜市港北区岸根町61番地２
破産者　有限会社ベース
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６号
長野県上伊那郡辰野町大字樋口1130番地１
破産者　有限会社日進プロセス
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第２５０号
静岡県浜松市中区葵東２丁目15番28―1106号
破産者　合同会社ＡＭＪ
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１２２２号
京都市西京区御陵北山下町７番地の４
破産者　有限会社福聚工業
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４３号
島根県浜田市久代町477番地
破産者　佐々木滝美
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第１３８号
高知市堺町４番６号
破産者　有限会社きただフード
１　決定年月日　平成30年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第５５１５号
大阪市住之江区南港中２丁目２番41―1402号
破産者　ペガサス自立教室こと　藤原　　清
１　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
２　一般調査期日　平成30年７月19日午後２時
平成30年５月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３６号
鳥取県米子市目久美町31番地17　201号
破産者　藤原　尚史
１　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
２　一般調査期日　平成30年９月21日午後１時30分
平成30年５月10日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２６２号
愛媛県伊予郡砥部町五本松127番地１
破産者　有限会社ムラカミ
１　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
２　一般調査期日　平成30年８月23日午後３時15分
平成30年５月10日　　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１１号
愛媛県松山市千舟町８丁目72番地１　シャンボール第２千舟106号
破産者　青山　洋二
１　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
２　一般調査期日　平成30年７月９日午後１時30分
平成30年５月10日　　松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２７号
愛媛県松山市平田町354番地１
破産者　株式会社芳野蒲鉾
１　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
２　一般調査期日　平成30年９月６日午後１時30分
平成30年５月10日　　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９６号
埼玉県川越市神明町16番地10
破産者　有限会社クリーニングシヤープ
１　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
２　一般調査期日　平成30年９月12日午後２時
平成30年５月10日
さいたま地方裁判所川越支部